

令和4年度包括外部監査 指摘事項・意見一覧

テーマ：財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

	課名	概要	指摘・意見の内容	措置状況
指摘1	河川課 【株式会社マリパーク内灘】	利益相反取引の決議方法	予算に係る議案の承認決議に、特別利害関係取締役が出席（採決には不参加）していたため、今後、株式会社マリパーク内灘と、同社の取締役が、利益相反取引を行おうとする場合、重要な事実を開示し、利益相反取引に係る議案として明記するとともに、特別利害関係取締役が承認決議に参加しないようにする必要がある。	指摘を踏まえ、株式会社マリパーク内灘と、同社の取締役が取締役を兼務する他社とが取引をしようとするときは、利益相反取引を制限するため、重要な事実を開示した上で、取締役会の議案として明記するとともに、当該議案の承認決議には、特別利害関係取締役が参加しないこととした。
意見1	農業経営戦略課 【一般社団法人石川県農業開発公社】	干拓地内生産団地整備事業資金貸付金に対する貸倒引当金の検討	干拓地内生産団地整備事業資金貸付金のうち、遅延損害金のみが貸倒引当金の設定対象となっているため、元利金部分についても、法人営農者、個人営農者、離農者に分類し、それぞれの債権の回収可能性を勘案した上で、貸倒引当金の設定方法を引き続き検討する必要がある。	当該貸付金については、公社として可能な限りの債権回収を図るため、営農者が策定した経営改善計画の実行を条件に償還期限を10年間（無利子）延長する「債務承認弁済契約書」を締結し、元利未収金の回収を図っているところ。 また、離農者については、個々の収入資産状況を考慮しながら継続し償還を求めている。 引き続き、営農者に対しては償還が継続するよう経営指導を行うとともに、離農者に対しても償還を求めていくこととしており、今後、県と協議して適切な改善策を検討してまいりたい。
意見2	農業経営戦略課 【一般社団法人石川県農業開発公社】	河北潟農地保全円滑化事業貸付金に対する貸倒引当金の検討	河北潟農地保全円滑化事業貸付金の回収可能性を勘案し、貸倒引当金の設定方法を検討する必要がある。	土地改良区が抱える債権（負担金）は土地に付随したものであり、通常の債権より貸倒リスクが低く、また、農家から土地改良区へは毎年償還があり、現在、県への償還分に充てている。今後、県・土地改良区と協議し適切な改善策を検討してまいりたい。
意見3	農業経営戦略課 【一般社団法人石川県農業開発公社】	消費税の仕入税額控除のために保存する帳簿の記載事項の検討	消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件とされているが、現状の総勘定元帳には消費税の課・非区分等が一切記載されていないため、消費税法で求められる帳簿の記載事項について、消費税の仕入税額控除の要件を満たすように早急にシステム対応等も含めて検討する必要がある。	消費税の仕入税額控除に対する帳簿の作成に対応できるよう、R5年3月に公社会計システムを改修した。
意見4	農業経営戦略課 【一般社団法人石川県農業開発公社】	個別対応方式による仕入れに係る消費税額の計算	消費税の計算に必要な「課税資産の譲渡等」のみを集計する基準に不明瞭な点があるため、集計する基準を明確に説明できる資料を作成する必要がある。	集計する基準を明確にした課税仕入れの一覧が作成できるよう、R5年3月に公社会計システムを改修した。
意見5	農業経営戦略課 【一般社団法人石川県農業開発公社】	定期預金のペイオフ制度に留意した運用	ペイオフ対策として、定期預金について残高1千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。	定期預金の一部をR5年3月に国債に振替えた。他の預金については、順次、決済用預金に振替え、ペイオフ制度に留意した運用に努めてまいりたい。
意見6	農業経営戦略課 【一般社団法人石川県農業開発公社】	賞与引当金の計上の検討	賞与引当金の計上を行い勤労手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。	公社職員の賞与は、支給日の属する年度の県補助金を財源としている。会計年度独立の原則により、県補助金には翌期の支出分が含まれていないため、賞与引当金の計上は適さないものと考えているが、他の方法がないか類似団体の状況を見ながら検討していきたい。
意見7	農業経営戦略課 【一般社団法人石川県農業開発公社】	減価償却累計額の記載	決算書において減価償却累計額を記載する必要がある。	R4年度から決算書に減価償却累計額を記載した。
意見8	観光企画課 【一般財団法人石川県県民ふれあい公社】	定期預金のペイオフ制度に留意した運用	（法人会計） ペイオフ対策として、定期預金について残高1千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。	定期預金については、借入金のある金融機関で預金しており、その金融機関が破綻した場合は借入金と相殺できるため、当面はこのまま運用する。 北國銀行借入金 1,293,440千円（2035年まで返済） 北國銀行定期預金 45,847千円 （基本財産25,000千円 預保証20,847千円）
意見9	観光企画課 【一般財団法人石川県県民ふれあい公社】	賞与引当金の計上の検討	（法人会計） 賞与引当金の計上を行い勤労手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。	R4年度決算から賞与引当金を計上した。
意見10	観光企画課 【一般財団法人石川県県民ふれあい公社】	遠足割引の取扱いの規定の追加	（のとじま臨海公園事業） のとじま臨海公園の入場料等の減免に関する取扱いに、経常的に行われている遠足割引に関する規定が反映されていない。遠足割引について、現在の事務に即した規定を追加することを検討する必要がある。	R5年4月1日付で「一般財団法人石川県県民ふれあい公社のとじま臨海公園利用規程」を改正し、遠足割引の取扱いについて追加した。
意見11	観光企画課 【一般財団法人石川県県民ふれあい公社】	のとじま減免取扱いの規定の追加	（のとじま臨海公園事業） のとじま臨海公園の入場料等の減免に関する取扱いの本文と別表の記載が整合していないため、のとじま減免取扱いを見直し、減免に関する規定を適切に反映する必要がある。	R4年12月1日付で「のとじま臨海公園利用規程」及び「のとじま臨海公園利用規程第7条第2項の規程による入場料及び利用料の減免の取扱いについて」がそれぞれ整合するよう改正した。
意見12	観光企画課 【一般財団法人石川県県民ふれあい公社】	のとじま業務実施要領の現状との整合	（のとじま臨海公園事業） のとじま臨海公園の業務実施要領に、現状の入場券券売所における事務のすべてが反映されていない。現状の事務を整理し、業務実施要領を現状と整合させる必要がある。	R5年4月1日付で「のとじま臨海公園水族館入場券券売所業務実施要領」を改正し、現状と整合させた。
意見13	観光企画課 【一般財団法人石川県県民ふれあい公社】	割引優待券の様式変更時の決裁	（のとじま臨海公園事業） 割引優待券の様式変更時の決裁が漏れていたことから、割引優待券の様式を変更する際、必要な決裁を行う必要がある。	今後割引優待券の様式を変更する際、必要な決裁を行うこととする。
意見14	観光企画課 【一般財団法人石川県県民ふれあい公社】	旅行者のあっせんによる水族館入場料割引の見直し	（のとじま臨海公園事業） 旅行者のあっせんによる水族館入場料割引に係る取扱いの適用事例がないことから、形骸化している可能性があるため、人数と割引率について、旅行者の誘因となるような規定に見直す必要がある。	取扱いの適用事例がなく形骸化しており、R5年3月31日付で廃止した。

	課名	概要	指摘・意見の内容	措置状況
意見15	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	入場前売券の販売の現状との 整合	(のとじま臨海公園事業) 入場前売券の販売実施要綱が、現状と整合していない。現状の入場前売券の販売に関する事務を整理し、入場前売券の販売実施要綱を現状と整合させる必要がある。	「のとじま水族館入場前売券販売実施要綱」は兼六駐車場にて前売券を販売する旨定めていたが、少なくとも直近5か年度に販売実績がなく、前売券の用意がなされていないことから、R4年12月1日をもって廃止した。
意見16	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	共同店舗の新たな賃貸先の 確保	(のとじま臨海公園事業) のとじま臨海公園の共同店舗に、2件の空きがあった。現存のテナント等から情報を収集する等して、新たな賃貸先の確保に努める必要がある。	「のとじま臨海公園共同店舗運営要領」では、出店できる者は能登島に在住し、共同店舗組合の同意を得た者となっている。公社としては、店舗を増やすことで各店舗の収入が分散し経営が成り立たなくなるなどのリスクも考慮しながら、新たな賃貸先の確保に努めたい。
意見17	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	温泉プールの収支関係資料の 様式変更	(辰口丘陵公園事業) 辰口丘陵公園温泉プールの収支関係資料(収支予算書及び収支決算書)を作成する際、営業・投資・財務の区分を設ける等して、収支の発生原因を明確にする必要がある。	管理受託者(能美スイミング)から収支の発生原因を明確にした資料を提出してもらった。
意見18	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	温泉プールの収支に関する予 算と決算との比較	(辰口丘陵公園事業) 辰口丘陵公園温泉プールの収支に関し予算と決算との比較を行い、予算と決算の差異原因を把握することで、管理が適切に行われたのかどうか明確にする必要がある。	収支予算書及び収支決算書について精査し、管理が適切に行われたかを確認している。
意見19	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	管理受託希望者の公募の検 討	(辰口丘陵公園事業) 辰口丘陵公園温泉プールの管理をより効果的かつ効率的に行うため、管理の受託希望者の公募を検討する必要がある。	H18の管理受託開始時は公募を行ったが、現在の管理受託者しか応募がなかったため、それ以降、非公募としている。現在の管理受託者は、必要以上に営利を追求せず水泳の普及・競技人口の拡大に取り組んでおり、地域に根付いたクラブ運営・活動のノウハウを持ち合わせている。また、オリンピック選手を輩出するなど指導にも定評があるため、次回指定期間(R6~8)については非公募とするが、それ以降については、状況を見ながら公募することも含めて検討したい。
意見20	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	利用料に関する別表及び利 用券に関する別記様式の関 係規定の変更	(辰口丘陵公園事業) 別表及び別記様式に記載された関係規定が規程と整合していないため、別表第2及び別記様式1に記載された関係規定を「第5条関係」ではなく「第6条関係」に変更する必要がある。	R4年12月1日付で「辰口丘陵公園利用規程」を改正し、別表第2及び別記様式1に記載された関係規定を「第6条関係」に変更した。
意見21	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	屋外展示場としての駐車場の 活用	(辰口丘陵公園事業) 辰口丘陵公園の第1駐車場を屋外展示場として有料で利用できる規定があるが、少なくとも直近5事業年度は使用実績がない。辰口丘陵公園のインターネットサイト等において、第1駐車場が屋外展示場として使用可能な旨、料金、手続の方法等を記載するなどにより使用実績を積みよる必要がある。	辰口丘陵公園のホームページに屋外展示場の案内及び利用の手引きを記載し、利用促進に努めている。
意見22	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	県民ふれあい公社の許可を受け る行為の規定の追加	(辰口丘陵公園事業) 辰口丘陵公園の利用規程によると、辰口丘陵公園において一定の行為をしようとする者は、石川県県民ふれあい公社の許可を受ける必要がある。行為の内容は利用規程に具体的な規定があるが、令和3年度において利用規程に規定されていない行為が許可されていた。利用規程第11条に「前各号に掲げる行為のほか、施設の管理に影響を及ぼす行為をすること。」等の規定を追加する必要がある。	意見がある、利用規程に規定されていないが許可した行為は、工事の資材置き場として利用する行為であることから、R4年12月1日に「辰口丘陵公園利用規程」第11条第5項「催事又は行事のため丘陵公園の全部又は一部を独占して使用すること。」の「催事又は行事のため」を削除し、「丘陵公園の全部又は一部を独占して使用すること。」に改正した。
意見23	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	県民ふれあい公社の許可を受け る行為に関する規程別記様式 の関係規定の変更	(辰口丘陵公園事業) 辰口丘陵公園の利用規程の別表及び別記様式に記載された関係規定の番号が、規程本文の番号と整合していないため、別記様式第2及び第3に記載された関係規定を「第10条関係」ではなく「第11条関係」に変更する必要がある。	R4年12月1日に「辰口丘陵公園利用規程」を改正し、別記様式第2及び第3に記載された関係規定を「第11条関係」に変更した。
意見24	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	キャッシュレス決済の拡大の検 討	(辰口丘陵公園事業) 大量の硬貨を取扱うにしても、キャッシュレス決済を導入するにしても、一定の手数料が必要であるが、大量の硬貨取扱いによる手数料とキャッシュレス決済による手数料とを比較検討し、利用料金に係る手数料の削減に努める必要がある。	遊具などへのキャッシュレス決済の導入は、初期投資(Wi-Fiの整備)に経費がかかることから見送っており、当面は現金のみの取り扱いとする。
意見25	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	バッテリーカーの再開の検 討	(辰口丘陵公園事業) 近隣に係員がいない場所で未稼働となっているバッテリーカーがあった。バッテリーカーの横に、トラブルが生じた場合、他の場所から係員が駆けつけるため対応に一定の時間がかかる可能性がある旨や、連絡先を記載した看板を設置する等して、当該バッテリーカーが稼働できるように検討する必要がある。	係員が近くに常駐しているサイクルトレイン横にバッテリーカー乗り場を移設することを検討する。
意見26	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	一部料金プランの周知	(能登勤労者プラザ事業) 能登勤労者プラザの利用規程に定められているにもかかわらず、ウェブサイトにおいて掲載がない料金プランがあった。ウェブサイトにおいても当該料金プランを掲載し、感染防止対策を徹底しながら集客に努めることを検討する必要がある。	能登勤労者プラザのホームページに掲載した。
意見27	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	利用料金の減免・割引規定の 文書化	(能登勤労者プラザ事業) 能登勤労者プラザの利用規程に減免・割引に関する取扱いが規定されていないことから、文書化を検討する必要がある。	R4年11月28日に「能登勤労者プラザ利用規程第6条の規定による利用料の減免の取扱いについて」を制定し、減免について規定した。
意見28	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	貯蔵品・商品の棚卸	(能登勤労者プラザ事業) 棚卸の検数者と二次検数者が不明であることから、棚卸に関する責任の所在を明確にするため、検数者及び二次検数者が判明するような棚卸リストを作成し棚卸を実施することを検討する必要がある。	検収者(事務担当者)と精査者(支配人)を定め、棚卸表を作成し棚卸を実施することとした。

	課名	概要	指摘・意見の内容	措置状況
意見29	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	見積書の日付記載	(能登勤労者ブラザ事業) 取引業者が日付がない状態で提出した見積書に、石川県県民ふれあい公社の担当者が日付を補充していた。取引業者から見積書を徴求する際、あらかじめ日付を入れた上で提出するよう求める必要がある。	取引業者から見積書を徴収する際は、日付の記入を徹底させ、適切な事務処理に努める。
意見30	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	キャッシュレス決済の導入の検討	(健民スポレクブラザ事業) 大量の硬貨を取扱うにしても、キャッシュレス決済を導入するにしても、一定の手数料が必要であるが、大量の硬貨取扱いによる手数料とキャッシュレス決済による手数料とを比較検討し、利用料金に係る手数料の削減に努める必要がある。	既存の券売機はキャッシュレス決済に対応しておらず、更新には多額の費用(約1,300千円)が必要なことから見送っており、今後、券売機を更新する時点で、キャッシュレス決済手数料と硬貨取扱い手数料を比較検討して、利用料金に係る手数料の削減に努める。
意見31	観光企画課 【一般財団法人石川県 県民ふれあい公社】	利用料金後納許可の根拠の明確化	(駐車場事業) 利用料金後納の許可の根拠文書が見当たらないため、改めて許可届の提出を行ってもらう等して、利用料金後納を許可する根拠を明確にしておく必要がある。	後納利用団体から、R5年4月1日付で、石引駐車場利用料金に係る後納願いの文書を収受し、承認書を交付済。
意見32	新幹線・交通対策監室 【能登空港ターミナルビル 株式会社】	館内広告の空きスペースの取扱い方針	空港ターミナルビルの館内広告に空いているスペースがあり、一部活用されていない状況である。館内広告の空きスペースの取扱い方針を策定し、館内広告の利用希望者を探す等の対応を検討する必要がある。	R5年度、広告利用希望者への働きかけを行った結果、従前より契約していた広告利用者2社との契約期間が延長されたことから、館内広告の空きスペースは解消済となった。
意見33	女性活躍・県民協働課 【公益財団法人いしかわ 女性基金】	総勘定元帳の保存	全勘定科目の総勘定元帳を出力し、紙で保存する必要がある。	R4年度から全勘定科目の総勘定元帳を出力し、紙で保存することとした。
意見34	女性活躍・県民協働課 【公益財団法人いしかわ 女性基金】	総勘定元帳摘要欄の記帳	総勘定元帳の摘要欄は、取引の内容を正確に反映した記載にする必要がある。	会計システムの性質上、支払伝票に入力した内容が総勘定元帳の摘要欄に反映されるため、支払伝票入力時に正確な内容で入力されているか、決裁の際に確認を行っている。
意見35	女性活躍・県民協働課 【公益財団法人いしかわ 女性基金】	伝票の検印チェック	会計伝票の一部で検印が漏れていたため、決算において検印状況を確認し、漏れがあれば、該当者に検印を依頼する等、決算事務に検印チェックを組み込む必要がある。	R4年度は決算時に会計担当者が押印漏れ等をチェック済み。R5年度は概ね1ヶ月ごとに会計担当者が押印漏れをチェックしている。
意見36	女性活躍・県民協働課 【公益財団法人いしかわ 女性基金】	賞与引当金の計上の検討	賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていないため、賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。	R4年度決算時にR5年度賞与支払にかかる賞与引当金を計上した。
意見37	女性活躍・県民協働課 【公益財団法人いしかわ 女性基金】	随意契約の可否の検討	委託の随意契約理由に不十分な点があることから、契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等について、同業他社との比較も含めた総合的な検討を行ったうえで、随意契約の可否を検討する必要がある。	R5年度はプロポーザルや複数業者の見積徴収により比較検討を行ったうえで、委託先を選定している。
意見38	女性活躍・県民協働課 【公益財団法人いしかわ 女性基金】	概算払理由の明確化	概算払が特例的な支出方法であることを踏まえ、事業者が負担金の交付を申請する時点等、いしかわ女性基金が概算払を認める時点で、事業者に対し、概算払を求める理由として、内容、時期、金額を具体的に記載した書類を提出することについて依頼する必要がある。	R5年度から概算払請求書に支払希望時期及び概算払が必要な理由を追加し、確認することとした。
意見39	健康推進課 【公益財団法人石川県 臓器移植推進財団】	財務事務のチェック体制の検討	事務局長が財務事務のチェックに注力できる体制にすることを検討する必要がある。	理事長、常務理事もチェックしており、現状でも問題ないとする。
意見40	健康推進課 【公益財団法人石川県 臓器移植推進財団】	総勘定元帳の管理	総勘定元帳は、紙での保存義務があるが、一部最終版でないものが綴られていたため、総勘定元帳のすべてについて、最終版を出力し、紙で保存する必要がある。	R4年度決算から、総勘定元帳のすべてについて最終版を出力し、紙で保存することとした。
意見41	健康推進課 【公益財団法人石川県 臓器移植推進財団】	定期預金及び定期積金のペイオフ制度に留意した運用	ペイオフ対策として、定期預金及び定期積金について残高1千万円を上限として複数の金融機関に預金することを検討する必要がある。	今後順次、複数の金融機関への預金へ移行する等、ペイオフ制度に留意した運用に努めてまいりたい。
意見42	健康推進課 【公益財団法人石川県 臓器移植推進財団】	リスク分散に留意した運用	基本財産の投資先の企業等が破綻した場合を想定し、今後、新たに投資有価証券の取得を行う際、投資有価証券の投資額に上限を設け、複数の銘柄に分散投資することを検討する必要がある。	保有する投資有価証券が償還された後、新規に投資有価証券を取得する際は、複数の銘柄に分散投資することを検討する。
意見43	健康推進課 【公益財団法人石川県 臓器移植推進財団】	基本財産の運用報告	基本財産の運用経過等について、石川県臓器移植推進財団の運用規程に反し、年1回の報告がなされていないため、今後の理事会及び評議員会において、基本財産の運用経過等について、少なくとも年1回は定期的な報告をする必要がある。	R5年度第1回通常理事会及び定時評議員会において基本財産の運用経過等について、報告した。今後も、理事会及び評議員会において年1回は定期的に報告する。
意見44	健康推進課 【公益財団法人石川県 臓器移植推進財団】	献腎移植登録者への助成	献腎移植登録者への助成制度の周知が徹底されていないため、石川県臓器移植推進財団のウェブサイトにて制度の説明を記載するか、腎友会のウェブサイトにおける助成制度の説明ページへのリンクを張る等して、献腎移植登録者への助成制度の周知を徹底させる必要がある。	財団のホームページに助成制度について掲載し、腎友会の該当ページへのリンクを張った。
意見45	健康推進課 【公益財団法人石川県 臓器移植推進財団】	計算書類(決算書)における注記の作成	計算書類(決算書)の注記が正確でないため、正確に作成する必要がある。	R4年度から財務諸表に対する注記について正確に作成した。
意見46	河川課 【株式会社マリンパーク内 灘】	取締役会の開催頻度	令和3年度は取締役会を2回開催したが、会社法上の規定(3か月に1回以上開催)に満たないため、ウェブ会議を活用する等して、取締役会を3か月に1度開催する必要がある。なお、取締役の職務執行の報告は書面報告の対象外であるため、留意が必要である(会社法第372条第2項)。	意見を踏まえ、取締役会を3か月に1回以上開催することとした。

	課名	概要	指摘・意見の内容	措置状況
意見47	河川課 【株式会社マリンパーク内灘】	営業未収金の入金の効率的な確認	総勘定元帳のみで営業未収金の入金確認を行うだけでなく、補助元帳の作成等により営業未収金の入金確認事務を効率的に行うことを検討する必要がある。	営業未収金の入金確認事務の効率化を図るため、会計システムの機能の有効活用等、対応について検討してまいりたい。
意見48	河川課 【株式会社マリンパーク内灘】	貸倒引当金の計上の検討	経理規程では貸倒引当金の計上を行うこととされているが、滞納した年度から長期間経過し、貸倒れとなる可能性が高い債権に対して貸倒引当金が計上されていないため、債権ごとの回収可能性を勘案して適切な金額の貸倒引当金を計上することを検討する必要がある。	過年度未収金については、債務者に催告書を送付するなどして納付を求めているところであり、今後、状況を注視しつつ、必要があれば、貸倒引当金の計上等も含め、適切な改善策を検討してまいりたい。
意見49	文化財課 【公益財団法人石川県埋蔵文化財センター】	賞与引当金の計上の検討	賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていないため、賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。	当センターは、支給日の属する年度の県委託料で運営している。会計年度独立の原則により、委託料には翌期の支出分が含まれていないため、県委託料等で運営されている団体においては、賞与引当金の計上は適さないものと考えており、類似団体の状況を見ながら検討していきたい。
意見50	文化財課 【公益財団法人石川県埋蔵文化財センター】	退職給付引当金の計上の検討	退職金の支給実績があるにもかかわらず、退職給付引当金が計上されていないため、退職給付引当金の計上を行い退職金の支給前に退職給付見込額を予め計上することを検討する必要がある。	R5年度決算時に退職給付引当金を計上予定である。
意見51	産業政策課 【公益財団法人石川県デザインセンター】	利益相反取引に該当する可能性がある取引の事前承認	石川県デザインセンターと、同法人の理事が、取締役を兼務する会社等との間の取引が行われた。理事は会社等の側の契約当事者ではないが、理事の会社等における影響力を勘案し、利益相反取引と同様に、重要な事実を開示し、理事会において承認を受けることを検討する必要がある。	今後、法人の理事が取締役を兼務する会社等と取引を行う場合は、利益相反取引と同様、適切に理事会に諮り、承認を得ることとする。なお、R5年3月の理事会において、R4年度の当該取引実績及びR5年度に予定する当該取引について諮り、承認を得ている。
意見52	産業政策課 【公益財団法人石川県デザインセンター】	理事長の検印の代理の検討	一定の額を超える支出負担行為等は非常勤の理事長の検印が必要であるが、現状、常勤の専務が代理で検印を行っており、検印規定が形骸化している可能性があるため、現状に合わせて、理事長の検印が必要な範囲の事務を見直すこと等を検討する必要がある。	R5年度から、経理規程に則り、適切な決裁処理を行うこととする。
意見53	産業政策課 【公益財団法人石川県デザインセンター】	勘定科目の会計システム活用による効率化	一部の勘定科目について、会計システムではなく別途表計算ソフトで集計を行っており、非効率的であるため、すべての勘定科目の集計について会計システムの総勘定元帳を用いて実施することを検討する必要がある。	当センターでは、決算事務において会計システムを補助的に活用しているものであるが、意見を踏まえ、今後、会計システムの各種集計データの更なる活用を図ることとしたい。
意見54	産業政策課 【公益財団法人石川県デザインセンター】	賞与引当金の計上の検討	賞与に相当する期末手当の支給実績があるにもかかわらず、賞与引当金が計上されていないため、賞与引当金の計上を行い期末手当の支給前に当期負担額及び当該負担額に係る社会保険料見積り額を予め計上することを検討する必要がある。	当センターの賞与（賞与に係る社会保険料含む）は、支給日の属する年度の県補助金で全額財源措置されている。会計年度独立の原則により、補助金には翌期の支出分が含まれていないため、県補助金等で運営されている団体においては、賞与引当金の計上は適さないものと考えており、類似団体の状況を見ながら検討していきたい。
意見55	産業政策課 【公益財団法人石川県デザインセンター】	随意契約の可否の検討	委託の随意契約理由に不十分な点があることから、契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等について、同業他社との比較も含めた総合的な検討を行ったうえで、随意契約の可否を検討する必要がある。	随意契約を行う場合、準用する地方自治法施行令第167条の2に基づき、適正な対応に努めたい。